

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（以下「会社」という。）で製品の最終検査や船舶部品の仕上げ作業等に従事していたが、平成〇年〇月〇日、船舶部品の仕上げ作業においてエアグラインダーを使用してバリを削っていたところ、上体を右側に捻った瞬間に腰部に激痛を感じた。そこで、同日、B接骨院に受診し、「腰部捻挫、右殿部挫傷（下部）」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、エアグラインダーの使用によるバリ取り作業中に腰部に異常を感じ、同日、B接骨院に受診し、「腰部捻挫、右殿部挫傷」と診断されたものであるが、その後診察したC医師は、傷病名を「腰椎椎間板症」と診断しており、同疾病が業務上の事由によるものであるか否かについて検討する。

(2) 腰痛等の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、労災保険制度による保険給付の対象となる疾病は、その発症が業務との間に相当因果関係が認められることが必要であって、この場合の因果関係は、就労中に発症した等の単なる因果関係を意味するものではなく、業務がその発症に対して相対的に有力な原因であったとする相当因果関係が認められることが必要である。

上記のこと等について、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長は、「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号、以下「認定基準」という。認定基準の要旨は、決定書第2の1「判断の要件」のとおりであり、これを引用する。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものとする。

(3) 本件についてみると、請求人が従事した平成〇年〇月〇日の作業は、2kg程度のエアグラインダーを使用して、両膝を地面につけた状態でバリ取りの作業を約2時間程度従事した後に発症したものであるが、同作業は、突発的なできごとで急激な力の作用により内部組織の損傷を引き起こすに足りる程度のものとは認められない。

(4) またD医師は、要旨、エックス線上は、明らかな異常所見なし。（外傷性や

腰痛の原因になる様な所見なし。)画像所見上目立ったものがないので、因果関係としては肯定や否定ができる要素はない(判断不能)。作業動作等からみると、腰部を使う動作ではあるが、大多数の人が腰部を痛めるという動作とは考えにくい、と述べており、また、E医師は、要旨、画像上特に異常所見少なく、今回の動作で発症するとは考えにくい、と述べており、両医師の意見は、請求人の作業動作等を勘案すると妥当なものであると判断する。

(5)したがって、請求人の本件傷病は、発症の経過及び上記両医師の意見からして、認定基準で定める腰痛の認定要件には該当しないと判断する。

3 以上のとおりであるから、本件傷病は業務上の事由により発症したものと認めることはできないので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。